

子どもの自殺予防のための提案

**現状と課題
(いじめ問題を中心に)**

① 未然防止策

○再発防止のための正確な情報収集

- ・過去の事件を検証 (学校・事件事件関係の遺族に実態調査)
- ・今までの調査方法の不備を認め、見直す
- ・生徒や保護者から直接情報を集める
- ・意味のない目標数字設定をやめる(不登校・いじめ・ほか)

○学校・教師・保護者間で情報共有のルールづくり

○学校が力を入れるべき自殺予防

★いじめ解決

自殺ハイリスク群

- いじめ被害者
- いじめ・暴力加害者
- 書籍A参照 P54

★指導死の認知と予防策

指導死について通達
過去統計結果の見直し
「教師のしっ責による自殺」の項目を戻す
(厚生労働省「統計の集計項目を充実」)

★研修機会の充実

- ・予算を組んで計画的に
- ・教師・児童生徒・保護者を対象に、いじめ・人権・自殺予防生徒指導の正しいあり方
- ・教師免許取得や更新時の研修
- ・NPO や市民団体の活用
- 書籍B参照

★正しい情報がない

- ・大きく事件が報道されるたびに、いじめや暴力の数値が極端に変わる
- 1999年から7年間、いじめ自殺はゼロだった。(報道と統計の差。資料1)
- 2005年までは、いじめは減少。
- 2006年度は、公立学校だけをみても5倍。
- 2007年度は、急減。一方で暴力増加。
- 2006年度以降も、警察庁の統計資料と差。資料1

自殺の数と原因。文科省統計と警察庁統計の差。

自殺原因 文科省 家庭 > 学校
警察庁 家庭 < 学校

毎年、80~90%のいじめが解決？

★子どもの危機が見逃されている

例) 自殺をほのめかすメールを生徒間で回覧し、「まだ、死んでいないのか」と追い込む。
「死にたいと言っていた」と聞いても教師が放置。
保護者にも知らせない。
うつ状態の児童生徒に登校や休みの連絡を強要。
相談しても対応しない様子見。
(相談したときにはすでに切羽詰っている。)
いじめを被害者・加害者の保護者に知らせない

★繰り返されている「指導死」 統計上はゼロ

資料3 記事

文科省 2006 年度調査から自殺原因の項目名変更。
「教師のしっ責」 → 「教師との人間関係」

★現状にあわなないじめ防止策

いじめの発見方法に注力	発見しても解決できないため放置、深刻化している。
文部科学大臣「いじめられていることを話す勇気をもとう」と緊急アピール	多くの子どもたち、保護者は教師に相談していた。資料2 文科省調査でも、いじめの発見のきっかけは1位被害者、2位保護者 07年度文科省調査で、いじめを誰にも相談していない児童生徒、小学生 8.2%、中学生 7.7%、高校生 12.2%
不登校・転校してもいじめられる	ネット・携帯いじめは時空を超える いじめがどの学校にも蔓延 ★前の学校でいじめられていた子どもが、次の学校でもいじめられると数日から数週間で自殺することがある
数字上いじめが減っても実態は深刻化	ネット化、学校内から学校外へ広範囲化 低年齢化、犯罪化

正確な情報を疎外しているもの

- ・学校関係者に偏った情報収集
- ・教師の評価システム
- ・目標数字が一人歩き 教師の抱え込み
- ・情報の非公開
- ・教師の多忙さ

事件が教訓化されない理由

- ・正しい情報がない
- ・根強い偏見
- いじめられる側も問題やられたらやりかえせいじめは必要悪
- 「死ぬ、死ぬ」という人は死なない
- 死ぬ子は特別
- ・文科省の知通達主義 多量、時間がない、読みづらい → 読まない
- ・対策会議が形骸化
- ・教師間・児童生徒・家庭とのコミュニケーション不足
- ・学校教師に問題解決力がない

○情報の共有

(学校・教師・被害者・加害者・他の保護者)

事実が伏せられる・口封じ

言うとなんでもないことになる。遺族が悲しむ。君も罪に問われる。進路が絶たれる。部が廃止になりみんなが迷惑する。賠償金を請求される。保険金めあて。家庭に原因。精神病だった。etc

3日以内が勝負!

子どもの二次被害

◎自殺の背景調査

再発防止 と **遺族ケア**

を目的にする

★遺族と情報を共有することを前提とした事件事故直後のアンケートや作文

資料4

・児童生徒、教師に早い段階で行う (3日以内)
(危機対応のためにも事実調査が必要)

・当事者の意見を併記できる事故報告書フォーマット

○児童生徒の指導とケア

・ハイリスク群を早い段階でピックアップする

・事実を安心して話せる場づくり (集団危険!)

・加害者・傍観者の立ち直りをサポートする
(何が間違っていたかを分析し、謝罪すべきは謝罪する。再発防止に何が必要かを、教師・親・生徒で考える) 書籍参照 P138

・加害者親子をサポート
(親が反省しないと、子どもも反省できない)

・無責任な噂が飛びかう

(特にネットや週刊誌で、実名・住所・間違った情報)

・事件・事故直後から犯人捜しや口封じが始まる

・加害者の親にも事実が知らされず、反省や謝罪の機会を奪われる

・事実を「なかった」と言う教師が、子どもの信用を失う

・自分の素直な気持ちを話せる場がない

(口止めされる。言ったことを否定される。話したことを責められる。)

・保身的な発言に全体が引きずられやすい

・反省が生まれず、いじめが繰り返される

★自殺や心の傷のハイリスク群が放置されている

いじめ加害者	当日～1週間 自殺ハイリスク 当初は「取り返しがつかないことをした」と反省。大人から「あれはいじめではない」「原因は別にある」と言われ、事実確認や責任を問われることがないと、自分を正当化。加害者扱いされて自分は被害者だと考える。いじめ再開。別の子をいじめても、一旦いじめを「なかった」ことにした教師や親は指導ができない
他のいじめ被害者	1週間以降 自殺ハイリスク 自殺者が出たことで、いじめの事実が明らかになり、いじめがなくなると期待。何もなかったことにする大人の対応に失望。自殺・いじめに反撃して加害者になる・不登校になる可能性。 ※多くの場合、いじめ加害者・グループは時間差・同時並行で別の子どもをいじている。
他の生徒	見てみ見ぬふりをしてしまったことに長く苦しみ続ける 事実が明らかにされず、自殺した被害者が責められ、加害者の責任が問われないのを見て、被害者になるのは損、加害者になったほうがよいと思う。いじめ・暴力の蔓延。救えなかったこと、言えなかったことが心の傷となる。

◎遺族のケア

- ・遺族へは落ち着いてから、聴き取りをする。
- ・遺族の意向を重視。

カウンセリングより必要なことは、

①不明点、疑問点が解消され、知りたいことを可能な限り知ることができること

②受けるべき謝罪や補償が受けられること

③再発防止の教訓として生かされること

第三者委員会をつくるのであれば

親の知る権利を保障するためのシステム

親の知る権利を阻まないもの、補完するものを!

犯罪被害者等基本法
「被害者や遺族が解決に至る過程について関与することが被害回復のための重点課題」

遺族の二次被害

- ・モンスターペアレント扱い。無責任な噂。
- ・学校、教育委員会が知っているわが子の情報を知ることができない。
- ・嘘をつかれる。
- ・遺書や生前の本人の思いが否定される。
- ・加害者と言われる生徒から話をきくことも、謝罪を受けることも、補償を受けることもできない。

★2006年度から

「学校が事実として把握しているだけでなく、保護者や他の児童生徒等の情報をもとに、自殺した児童生徒の状況について、該当する項目を全て選択すること」

として、自殺原因の複数選択が可能になった。

しかし変わらず、保護者や他の児童生徒からの情報は無視されている。

資料1 資料2

調査委員会の現状 ★

資料5 新聞記事

- ・設置を理由に学校から問題が切り離され、交渉さえ拒否される
- ・メンバーの選定に遺族の意見は反映されず、中立性に疑問がある
- ・警察ではないので事実調査できない
- ・時間がかかる。
聴き取りは3日～1週間内。
それ以上たつと保身が強くなり、本当のことを言わない
加害者に反省を促す機会を失う
- ・どのような調査がなされた結果、結論にたどり着いたのか、
情報が開示されない。委員会が知りえた情報を遺族が知ることができない。
- ・結果に納得いかなくとも反論できない。機会も与えられない。

○情報公開の適正化

遺族ケア と **再発防止**

を目的とした情報開示

○教育行政全体の問題点を洗い出し、新たな提言につなげる

○事件事故を教訓として残し、再発防止のための知識化作業

○情報をどこまで出すか出さないかは、遺族の意向を大切に
(自らの情報をコントロール)

○教育委員会への報告は義務化されている。

形式が用意されており、どのような内容を報告すべきかが決まっている。

○被害者や遺族への説明責任が不明確。

嘘があったり、納得いかない内容であっても、遺族に不服申し立ての権利がない。嘘や情報隠しが判明してもペナルティがない。

★2006年11月29日 教育再生会議の「いじめ問題への緊急提言」には

「いじめに関与、放置、助長した教師に懲戒処分適用」

「学校はいじめを隠さず、学校評議員などに報告」などとあるが。

問題点

- ・北海道滝川市、福岡県筑前町のいじめ自殺で、学校の隠ぺい体質が問題にされながら、**隠ぺいした学校・教師・教育委員会に対する処分が明らかではない。**(いじめに関与したことがバレれば懲戒だが、隠しても懲戒にならないのであれば、さらに隠ぺいが進む)
- ・「学校評議員などに報告」とあるが、**一番に報告されるべき当事者(いじめ被害者と保護者・いじめ加害者と保護者)に対する言及がない。**
(次に児童生徒と保護者)

<p>する権利)</p> <p>◎正しい情報にいつでも変更可能なシステム (学校だけではなく、当事者が手続きできる)</p> <p>○問題のある子どもを排除しない再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者・被害者の修復的実践プログラム開発 ・問題行動是正プログラムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような情報を公開するか、しないか、選択権は行政にある。 生きている子どもの人権を縦に、最大の人権侵害を受けた亡くなった子どもの権利が踏みにじられている。 ・子どもの自殺直後、遺族は混乱。 何ヶ月もたってから、遺書が見つかったり、真の原因と思われることの情報があがることもある。 一旦、死因を伏せてほしい遺族が依頼した場合、調査や事故報告書の内容変更を拒否される。 <p>誰よりサポートを必要としている加害者が指導されず、放置されている 加害者の更生プログラムがない □ 退学 □ ますます社会で生きづらくなる □ 暴力に頼る生き方 □ 治安の悪化</p>
<p>条件整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事の透明性確保 ・教育予算の増額 ★学校の説明責任、親や当事者の知る権利についての法制化 ★学校事故でも同様のシステムが必要 	<p>自殺だけでなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が生きている場合にも、言い分が否定される ・学校事故でも同様に、遺族は何があったか知ることができない <p>いじめから数ヶ月、数年後に、心の傷を癒すことができず、自殺に至ることがあるが、学校に関する自殺統計にも、いじめ自殺にもカウントされない。</p>

2009/9/15 NPO法人ジェントルハートプロジェクト 武田さち子作成

*** 添付資料 ***

①未然防止

- 資料1 子どもの自殺 文科省統計と報道、警察庁統計との比較
- 資料2 いじめが原因と疑われる自殺・事件概要
- 資料3 教師の体罰やしっ責によると思われる自殺一覧
指導死記事 (世界子ども通信「プラッサ」)
- 書籍A 「いじめ暴力克服プログラム」武田さち子著
- 書籍B 「いじめの中で生きるあなたへ」小森美登里著

②危機対応

- 資料4 事件事故直後のアンケート案
- 資料5 調査機関実施例一覧
新聞記事